

# 戸籍証明等交付請求書（郵便請求用）

（あて先）八尾市長

令和 年 月 日

請求者	住所	〒 ー		
	氏名	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	証明する人との続柄	本人・配偶者・父母又は祖父母（直系尊属）・子又は孫（直系卑属）・その他（ ）		
	請求者の電話番号	（ ） ー		自宅・携帯電話・勤務先

下記のとおり請求します。

※請求内容の確認を行うことがありますので、必ず日中連絡のつく電話番号を記入してください。

本籍地	大阪府 八尾市（ ）			
筆頭者氏名		筆頭者の生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
<b>必要なもの</b> ・必要な証明書にチェックし、必要通数を記入してください。  ・抄本やその他の証明書が必要な場合は、証明する人の氏名・生年月日も記入してください。  ※戸籍電子証明書提供用識別符号について、同内容の戸籍（除籍）証明書と同時に申請される場合、手数料は無料となります。	戸籍証明書名称及び手数料	証明する人の生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 現在戸籍 (450円)	全部事項証明（謄本）	通	個人事項証明（抄本）※証明する人の氏名を記入
	<input type="checkbox"/> 電子証明書提供用識別符号 (400円)			
	<input type="checkbox"/> 除籍 全員消除の戸籍 (750円)	通	通	通
	<input type="checkbox"/> 電子証明書提供用識別符号 (700円)			
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍 (750円)	通	通	通
	（平成・昭和） <input type="checkbox"/> 電子証明書提供用識別符号 (700円)			
	<input type="checkbox"/> 附票（現在・除籍）(300円)	通	通	通
	必要場合は☑をいれてください <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人名簿登録市町村名			
	その他証明書名称及び手数料	（※その他証明書を請求の際は証明する人の氏名を記入）		
<input type="checkbox"/> 独身証明書 (300円)	「民法第732条に抵触しない事」の証明（結婚相談所提出用）		通	
<input type="checkbox"/> 身分証明書（2項目で600円） （1項目の場合は300円） 必要な項目に☑を入れてください	<input type="checkbox"/> 禁治産・準禁治産の宣告、後見の登記の通知を受けていない <input type="checkbox"/> 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない		通	
<input type="checkbox"/> 受理証明書 (350円) <input type="checkbox"/> 届書記載事項証明書 (350円)	・届出の種類 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> ( ) ・届出年月日 昭・平・令 年 月 日		通	
使用目的		提出先		
必要な事項	※指定が無い場合は空欄で構いません			
同封手数料	為替 ( 円)	返信封筒	切手 ( 円) 速達・特定記録・簡易書留	
届出の有無	※最近1ヶ月以内に他市区町村に戸籍の届出をされている場合は、下記にその旨を記入してください。 年 月 日届出 届出内容 ( )届 届出地 ( )市・区・町・村			

**【注意事項】※必ず下記をお読みください※**

- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（抄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）、改製原戸籍謄本（抄本）、戸籍附票が請求できる方は、戸籍に記載されている者またはその配偶者、直系尊属（父母・祖父母）、直系卑属（子・孫）です。本人以外からの請求の場合は直系親族であっても親族関係を確認できる書類が必要な場合があります。第三者からの請求の場合は、権利義務関係がある等の「正当な理由」及び「それを明らかにする資料」が必要となります。
- 独身証明書、身分証明書を請求できる方は、本人のみです。
- 受理証明書を請求できる方は届出人のみです。届書記載事項証明書は原則として非公開となっているため、正当な請求理由のある利害関係人（届書の事件本人、届出人及び事件本人の親族等）が請求できる証明書となっています。

※1から3にあてはまらない場合は、請求できる方からの「委任状」が必要となります。

偽りその他不正な手段で証明書の交付を受けた場合、30万円以下の罰金が科せられます。

※この用紙を送付いただく必要はありません。

◎使用目的の記入例

(下記の例を参考にいただき、何に使用されるかを記入してください。)

【 \_\_\_\_\_には個人の氏名を記入してください。】

○亡 \_\_\_\_\_の相続手続のため。(下線部分には亡くなられた方の氏名を記入してください。)

○亡 \_\_\_\_\_の年金手続のため。(下線部分には亡くなられた方の氏名を記入してください。)

○ \_\_\_\_\_のパスポート取得のため。

○氏名変更による免許証等の書き換えのため。

○婚姻・出生等による勤務先への届出(証明)のため。

○戸籍の届出(婚姻等)のため。

◎必要な事項等の記入例

(特に指定が無い場合は空欄で構いません。指定がある場合にご記入ください。)

【 \_\_\_\_\_には証明書が必要な方の氏名等を記入してください。】

○亡 \_\_\_\_\_の出生(または婚姻)から死亡までの連続した戸籍謄(抄)本が必要。

○亡 \_\_\_\_\_と請求者が一緒に記載されている戸籍謄(抄)本が必要。

○亡 \_\_\_\_\_の死亡日が記載されている戸籍謄(抄)本が必要。

○ \_\_\_\_\_の転籍先が記載されている戸籍謄(抄)本が必要。

○婚姻期間(結婚から離婚まで)の証明ができる戸籍謄本必要。

※戸籍・除籍・原戸籍の請求の際の注意事項※

※平成17年10月8日から戸籍のコンピュータ化に伴い、10月7日までに該当の戸籍から抹消されている方については、コンピュータ化後の戸籍には記載されておりません。また、戸籍の事項(婚姻や離婚等)についても同様です。

平成17年10月8日以前の戸籍の内容が必要な場合は、改製原戸籍(コンピュータ化以前の戸籍)が必要になる場合があります。不明な場合は、証明する必要がある内容を必要な事項等欄にご記入ください。(〇〇の死亡日の証明が必要等)  
なお、証明内容が不明な場合は、手数料を現在戸籍(450円)と改製原戸籍(750円)分の1200円同封いただき、現在戸籍(または改製原戸籍)のみで内容が足りる場合は、不要分の手数料を証明書送付時に同封してお返しいたします。

○ \_\_\_\_\_の〇〇市〇〇町〇〇から現在の住所までの住所履歴の証明(附票)が必要。

※戸籍の附票の請求の際の注意事項※

※戸籍の附票に記載されている住所は、その戸籍が出来たときからの住所の履歴になります。八尾市では、戸籍のコンピュータ化に伴い、平成17年10月8日に改製(戸籍の作り直し)を行っておりますので改製以降の保管分で証明できるものまでを証明することができます。

平成17年10月8日改製前の附票については、法改正前にすでに保存期間を経過しているため、発行することができません。

送付先 〒581-0003 大阪府八尾市本町1丁目1番1号 八尾市役所市民課 郵送担当

電話:(072)924-8549